

居宅介護支援契約書

様（以下、「利用者」といいます）と株式会社 Te（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約を締結（以下、「本契約」といいます。）します。

第 1 条（契約の目的）

1. 事業者は、利用者に対し、介護保険法および関係法令の趣旨にしたがい、利用者が有する能力に応じて可能な限り、自立した生活を営むことのできるよう、適切な居宅サービス計画の作成をし、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス提供事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜を図ります。

第 2 条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は西暦 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間の満了日前に、利用者が要介護状態の区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
2. 前項の契約期間満了日までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、契約は同一の内容をもって自動更新されるものとし、以降も同様とします。

第 3 条（介護支援専門員）

1. 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその名前を文書で通知します。
2. 事業者は、介護専門員を選任し、または変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行います。

第 4 条（居宅サービス計画作成の支援）

1. 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成にあたり、次の各号に定める事項を支援します。
 - ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題の把握に努めること。
 - ② 当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
 - ③ 提供される居宅サービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を明記した居宅サービス計画の原案を作成すること。
 - ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、そのサービスの種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けること。
 - ⑤ 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。
 - ⑥ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第 5 条（経過観察・再評価）

1. 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。
 - ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
 - ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
 - ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第 6 条（施設入所への支援）

1. 事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の必要な支援をします。

第 7 条（居宅サービス計画の変更）

1. 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。
2. 前項のとおり居宅サービス計画を変更した場合、事業者は居宅サービス事業者等への連絡調整等を行います。

第 8 条（給付管理）

1. 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

第 9 条（要介護認定等の申請に係る援助）

1. 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第 10 条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、完結後 5 年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する前項の提供に関する記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第 1 項の提供に関する記録の複写物の交付を受けることができます。
4. 第 12 条 1 項から 3 項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第 11 条（料金）

1. 利用者は、事業者に対して支払う介護サービスの料金は、別途重要事項説明書に定めるとおりです。

第 12 条（契約の解除及び終了）

1. 利用者は事業者に対して文書で通知をすることにより、いつでも本契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
2. 事業者は、事業所の閉鎖・縮小や利用者に十分なサービスの提供が困難な場合のやむを得ない事情がある際、利用者に対して、1 ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知をすることにより本契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
3. 事業者は、利用者又はその家族が事業者や介護支援専門員にたいして、この契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することが出来ます。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援 1・2 と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合
5. 要支援 1、要支援 2 に認定された場合においては、事業者は当該担当地域の地域包括支援センターを紹介するなどの便宜を図ります。

第 13 条（緊急時の対応）

1. 訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医、家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第 14 条（個人情報の保護）

1. 事業者は利用者個人の情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

2. 事業者が得た利用者の個人情報については、居宅サービス計画の作成や計画に位置づけた指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連携調整等以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族またはその代理人の了承を得るものとする。

第 15 条（秘密保持）

1. 事業者の介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び利用者の家族に関する秘密については、身体等の危険がある場合など、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、介護保険法第 23 条に基づくもののほか、利用者の介護ケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター及び介護サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲で使用します。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

（使用する目的）

- ① 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議および介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- ② 利用者が自らの意思によって介護保険施設等に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供

（使用する事業者の範囲）

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

（使用する期間）

契約で定める期間

（条件）

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
 - ② 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと
4. 第 1 項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

※ 別紙 個人情報同意書により文書にて同意を得ない限り、利用者および家族の個人情報は用いません。

第 16 条（賠償責任）

1. 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、利用者または、利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。
2. 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行っていた場合
 - ② 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った場合
 - ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由により損害が発生した場合

- ④ 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為により損害が発生した場合

第 17 条（相談・苦情対応）

1. 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 18 条（身分証携行義務）

1. 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 19 条（善管注意義務）

1. 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第 20 条（本契約に定めない事項）

1. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令およびその他関連諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 21 条（裁判管轄）

1. 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。